

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第3号 月形町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書の提出について
- 会議案第2号 議員派遣について
- 会議案第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

（金子議員、渡辺農業委員会会長から一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

3月14日から予算特別委員会のため休会しておりました令和7年第1回議会定例会を再開いたします。 （午後 2時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。 （午後 2時00分開議）

議事日程第3号は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎ 日程1番 報告第1号 予算特別委員会報告 議案第15号、議案第17号及び議案第18号並びに議案第22号から議案第27号までについて

- 議長 大釜 登 日程1番 報告第1号 予算特別委員会報告を行います。議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算、議案第23号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算、以上、9議案を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会に付託した事件であり、その結果について、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会副委員長から報告を求めます。

- 議長 大釜 登 予算特別委員会 若井昭二副委員長。

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

- 予算特別委員会副委員長 若井 昭二 予算特別委員会の審査結果報告を申し上げます。

本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算から議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算までの9件については、去る3月14日から17日にわたり委員会を開催し、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査した結果、別紙審査結果報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会を代表しまして、ここで、一言申し添えます。予算執行に際しましては、極力、経費の節減に努めていただくようお願いいたします。

以上、簡単ですが、会議規則第77条の規定に基づき、予算特別委員会の報告といたします。

- 議長 大釜 登 本案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会において、十分に審議が尽くされておりますので、質疑・討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和7年度各会計予算の関連議案として、議案第15号、議案第17号及び議案第18号の3議案、令和7年度各会計予算として、議案第22号から議案第27号までの6議案、合わせて9議案を一括して採択いたします。

本案に対する副委員長の報告は、9件いずれも原案のとおり可決であります。

したがって、本案は副委員長の報告のとおり決定することにしたいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和7年度各会計予算の関連議案として、議案第15号、議案第17号及び議案第18号の3議案、令和7年度各会計予算として、議案第22号から議案第27号までの6議案、合わせて9議案については、副委員長の報告のとおり可決されました。

- ◎ 日程2番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程2番 発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 発議第2号をご覧願います。発議第2号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和7年3月4日の提出です。なお、発議の賛成者として月形町議会議員 松田順一議員、同じく、東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。提案理由を説明します。

令和6年度の人事院勧告に基づく給与改定は、議員の期末手当についても、令和7年第1回臨時会において一部改正を行いました。今回は、令和7年4月1日施行分について、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容について説明いたします。前回は、12月に支給する期末手当の率を改正し、現行では、6月が100分の225、12月が100分の235の支給となっています。これを6月、12月ともに100分の230に改正するものです。

なお、この条例の施行期日は令和7年4月1日です。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程3番 発議第3号 月形町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程3番 発議第3号 月形町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 発議第3号をご覧願います。発議第3号 月形町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について地方自

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和7年3月4日の提出です。なお、発議の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく、東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。

令和6年6月7日に公布された、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」が一部改正されることとなり、その施行期日は政令で定めることとされておりました。令和6年12月6日に、この施行期日を定める政令が公布され、法律の施行日が、令和7年4月1日とされたところです。

月形町議会の個人情報の保護に関する条例においては、条文の中に、番号利用法を引用する部分があり、この度の法律改正により条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行期日は令和7年4月1日です。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。発議第3号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 意見案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書の提出について

- 議長 大釜 登 日程4番 意見案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 意見案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書の提出について地方自治法第99

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和7年3月4日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 我妻耕議員、同じく、金子廣司議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

昨年の通常国会で、「食料・農業・農村基本法」が改正され、本年3月末までに改訂される基本計画、また同様に、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（酪肉近）についても改訂が見込まれています。

この両計画の改訂にあたっては、食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策が実現されるよう次の二つの事項を要望するものです。

一つ目は、次期基本計画の改訂にあたっては、国内農業生産を増大することを基本とし、食料自給率の向上に資する目標設定や、国民の理解醸成を踏まえた上での農業者が再生産可能な価格が形成される環境整備、（直接支払制度の構築）など、生産現場の意見に寄り添った農政を推進するとともに、農業予算を大幅に拡充すること。

また、2027年以降の水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

二つ目は、酪肉近の改訂にあたっては、酪農・畜産農家の生産意欲が向上する生産目標数量を設定し、目標の確実な達成に向けた生産基盤強化策などの施策を盛り込み、生産者が将来の展望を持てるようにすること。

また、中長期的な国産牛乳・乳製品の安定供給に向けて、今般の需給緩和による影響を鑑み、今後は生産抑制・減産に頼らないよう、国が責任を持って需給調整のための出口対策などを行うこと。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。意見案第1号は、原案のとおり提出することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第1号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程5番 会議案第2号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 日程5番 会議案第2号 議員派遣についてを議題と

令和7年第1回月形町議会定例会 3日目（3月18日）

いたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり、決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 日程6番 会議案第3号 閉会中の所管事務調査の申出について

- 議長 大釜 登 日程6番 会議案第3号 閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、まちづくり常任委員会の各委員長から、それぞれ、閉会中の所管事務調査をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしたいと思います。なお、両委員長から各調査期日については、調査終了まで行いたい旨の申し出がありましたので、併せて許可したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、両委員長から申し出のありました、閉会中の所管事務調査は許可することとし、各調査期日は調査終了までとすることに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和7年第1回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時21分閉会）